

宮古島市告示第101号

エコアイランド宮古島産業観光受入事業者認定に係る運用規程を次のように定める。

平成29年 7月 21日

宮古島市長 下地 敏彦



エコアイランド宮古島産業観光受入事業者認定に係る運用規程

(目的)

第1条 本市のエコアイランドに関する取組みの効果的な情報発信及び一元化された視察等受入体制を構築し、更なる視察等の増加及び来訪者の満足度向上を実現することを目的とし、産業観光の受入れを実施する事業者を認定する。

(用語の定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業観光 本市の環境・エネルギー関連の取り組みや施設の見学・視察等を目的とした観光
- (2) 視察受入ウェブサイト 本市が準備するもので、視察を受入れるためのウェブサイト
- (3) 関連団体 エコアイランドに関する取り組みを行っている事業者や宿泊施設、交通関連事業者等

(認定事業者の実施内容)

第3条 認定された産業観光受入事業者（以下「認定事業者」という。）が実施する業務（以下「本業務」という。）は次の通りとする。

- (1) 視察受入ウェブサイトの運用
- (2) 視察問合せ対応
- (3) 視察受入れ及び関連団体との調整

(4) 前各号に掲げるもののほか、視察受入れに関連した業務
(対象者)

第4条 対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市に拠点のある法人であること。
- (2) 環境・エネルギーに関する知見を有していること。
- (3) 本市の市税を完納している法人であること。

(審査基準)

第5条 認定する際は、以下の各号に掲げる基準に基づいて審査を行うものとする。

- (1) 第1条に掲げる目的を実現するために必要な能力・知見、組織・人員・実施体制、経営基盤を有していること。
- (2) 本業務のサービス内容や料金設定等が適正であること。

(事業者の認定)

第6条 本業務を提供しようとする事業者の申請に基づき、当該事業者が第4条の要件を満たし、かつ、第5条の認定基準に適合している事業者の中から、環境・エネルギーに関して専門性の高い見学を希望する来訪者への対応事業者を上限1社、専門性が低い、一般的な見学を希望する来訪者の対応事業者を上限3社として認定する。

2 認定事業者数は、視察者数の動向を踏まえ、適宜見直すものとする。

(申請手続き)

第7条 認定を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、随時申請を行うことができる。

2 申請事業者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を本市に提出するものとする。

- (1) 申請書（様式第1号）
- (2) 納税証明書（法人分・代表者個人分）（発行後3ヶ月以内のもの）
- (3) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（発行後3ヶ月以内のもの）
- (4) 印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

(審査)

第8条 申請事業者から応募があった場合、本市は都度提出書類の審査を行うものとする。本市は、必要に応じて申請事業者に対してヒアリングや実地検査を行うことができるものとする。

2 審査結果は、審査後速やかに申請事業者に通知する。

(認定結果)

第9条 本市のホームページに認定事業者を掲載する。

(役割分担)

第10条 本市は、視察等の希望者に認定事業者を斡旋する。

2 認定事業者は、第3条に掲げた業務を実施する。

(実績報告)

第11条 認定事業者は、認定を受けた年度以降、毎年度2月末日までの実績を当該年度の3月15日までに本市に報告するものとする。(様式第2号)

2 本市は当該年度の3月末日までに認定事業者から提出を受けた実績報告を確認し、4月以降の認定継続について判断する。本市は、必要に応じて認定事業者に本業務の内容改善を求めることができる。

(認定の取消し)

第12条 本市は、認定事業者が第1条に掲げる目的を達成できないと判断した場合は、認定事業者の認定取消しの措置を行う。

(変更等の届出)

第13条 認定事業者は、事業者の名称、代表者又は住所を変更したときは、速やかに本市に届出なければならない。

(調査協力)

第14条 認定事業者は、次の各号に定める調査等に協力するものとする。

(1) 審査に必要な調査又は、本市が特に必要があるとして行う調査

(2) 本市が特に必要があるとして求めた報告、資料の提供

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

宮古島市長 様

(申請者)

所在地:

商号:

代表者氏名:

印

エコアイランド宮古島産業観光受入事業者認定申請書

エコアイランド宮古島産業観光受入事業者認定に係る運用規程第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

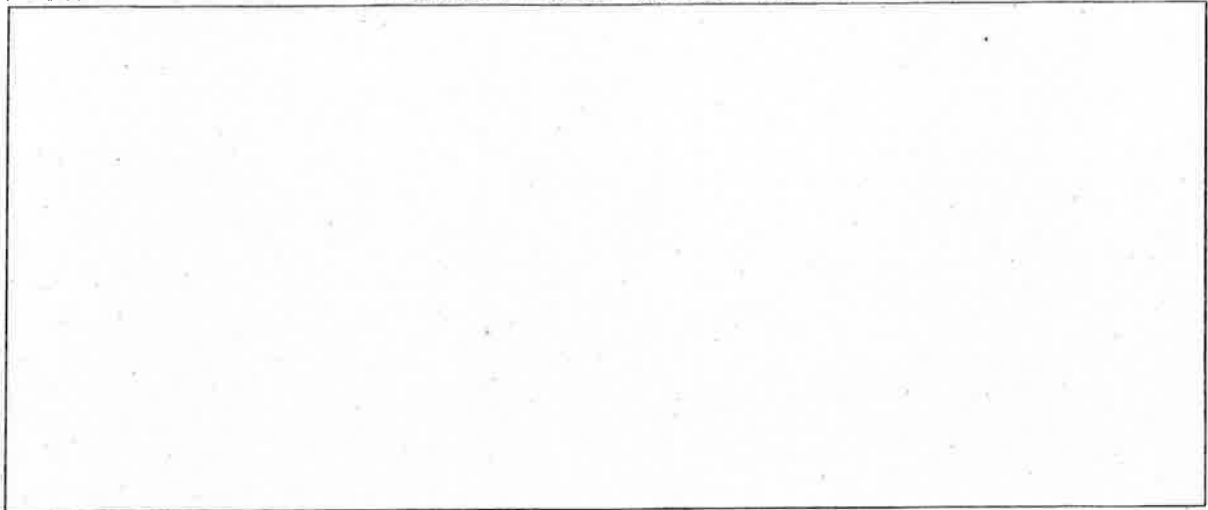
1. 事業者情報

商号	
代表者氏名	
所在地	〒906- 宮古島市
ホームページURL	http://www.
連絡先	電話: メール:

2. 本業務を実施するために必要な能力・知見を示す根拠

3. 事業者の組織・実施体制、経営基盤

4. 本業務のサービス内容、料金設定等の提案（別途資料添付でも可）



[添付書類]

- (1) 納税証明書（法人分・代表者個人分）（3ヶ月以内のもの）
- (2) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（3か月以内のもの）
- (3) 印鑑証明書（3か月以内のもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号 (第 11 条関係)

年 月 日

宮古島市長 様

(申請者)

所在地:

商号:

代表者氏名:

印

エコアイランド宮古島産業観光受入実績報告書

エコアイランド宮古島産業観光受入事業者認定に係る運用規程第 11 条の規定に基づき、
下記のとおり実績を報告します。

記

1. 業務の実施状況

(ア)実施体制

(イ)実施期間

開始日 年 月 日

完了日 年 月 日

(ウ)事業の成果 (別途資料添付でも可)